

災害時支援活動計画

Support Activity Plan at Disaster(SAPD)

2025(令和 7)年 4 月

公益社団法人 日本技術士会 九州本部

目 次

はじめに	1
------	---

I. 基本計画編

1. 基本方針等	2
1.1 目的	2
1.2 適用範囲	3
1.3 適用基準等	3
1.4 基本方針	3
2. 災害時支援活動体制	4
2.1 体制	4
2.2 九州本部の体制と役割	4
3. 災害時支援活動フローとタイムライン	5
3.1 災害時支援活動フロー	5
3.2 災害時支援活動のタイムライン	6

II. 活動計画編

1. 発動基準	7
2. 災害時支援活動フロー	8
3. 各段階で実施する災害時支援活動の内容	9
3.1 発災直後(各自の行動)	9
3.2 初動期(発災～2週間)における対応	10
3.2.1 防災本部(仮称)の設置	
3.2.2 九州地区の対応行動	
3.3 復旧・復興期における対応(2週間～)	12
3.3.1 被災自治体(住民)等への支援活動	
3.3.2 現地調査等	
3.3.3 全国防災連絡会議での報告	

はじめに

統括本部防災支援委員会では、防災支援規則（IPEJ 62-1-2009）の変更（平成 31 年 3 月 13 日理事会承認）に伴い、大規模自然災害発生後の新たな活動方針に「災害時支援活動計画」（以下、計画）を適応させるための見直しを実施した。

九州本部でも、統括本部防災支援委員会が策定した計画に基づき、計画の目的である災害時支援活動を実施するための「体制と役割」及び「活動フロー」を再考し、九州本部版として各段階で実施する活動内容、そして、復旧・復興期の対応について編集した。

なお、計画の運用にあたっては、九州本部としての更なる検討調整とともに、県支部との関係が必要であり、今後も継続的な改善が求められる。

公益社団法人日本技術士会 九州本部防災委員会

I. 基本計画編

1. 基本方針等

1.1 目的

統括本部防災支援委員会の目的は、「大規模自然災害発生時の災害被害の軽減を目的として、通常時からの技術的支援活動などを通じた本会並びに会員の社会貢献活動」にある(表1-1)。

本計画は、防災支援委員会の運営規則に定める「大規模自然災害発生後の活動」に基づく災害時支援活動を円滑かつ迅速に行うことを目的とする。

表 1-1 防災支援委員会の連携・支援活動目的

(通常時の活動) 第4条 本委員会は、通常時は以下の活動を行う。 (1) 地域組織（地域本部、及び支部）の防災活動を支援し連携を進める。 (2) 本会の防災活動に関わる全国的なネットワークの整備・拡充および防災研修のため、全国防災連絡会議等を開催する。 (3) 災害復興支援を目的とした士業連絡会など外部の防災・減災活動を目的とした組織などとの連携を通し被災者支援活動を行う。 (4) 自治体からの要請があった場合、要請に応じた防災に関する支援活動を行う。 (5) 全国の会員が、各自の所在する地域において地域防災力の向上に寄与する活動が可能となるよう、会員の防災研修、防災啓発ツールの開発・制作等の活動を行う。 (大規模自然災害発生後の活動) 第5条 本委員会は、大規模自然災害が発生した場合、本委員会の判断により、被災者 及び被災地の復旧復興に対する、専門技術面からの支援を検討・実施する上での中心的機能を果たすため、本委員会内に委員により構成する当該災害名を付した「〇 〇災害復興支援プラットフォーム」（以下、「P F」という。）を設置することができる。 2 P Fは、被災地が地域組織（地域本部又は支部）の管轄地域であれば当該地域組織と情報連携し、また地域組織の管轄地域以外であればP F自らが情報収集を行い、速やかに本委員会内に情報共有するものとする。 3 P Fが、前項の支援活動を行う上で新たな経費支出が必要と判断した場合は、本委員会委員長に申請し、委員長は企画委員会の事前了承を得て防災活動に関わる積立預金額の範囲内において執行する。 4 自治体から、締結している防災協定に基づく要請があった場合は、必要な活動を行う。 備考：防災支援委員会運営規則一部抜粋

九州本部防災委員会は、上記第5条2項に準拠し、情報収集を行い、防災支援委員会に情報共有するものとする。

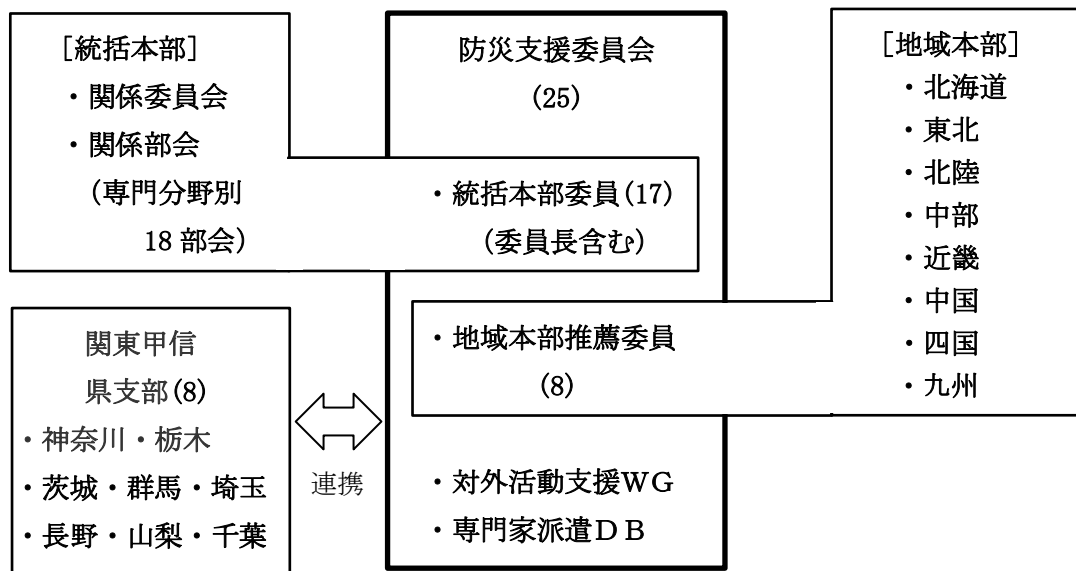


図 1-1 災害時支援活動の体制

1.2 適用範囲

本計画は、日本技術士会 九州本部防災委員会が行う災害時支援活動に対して適用する。

1.3 適用基準等（詳細は巻末資料編を参照）

- ・ 防災支援委員会運営規則 (IPEJ 62-1-2009)
- ・ 地域組織の設置運営に関する規則 (IPEJ 12-18-2023C)

1.4 基本方針

日本技術士会 九州本部防災委員会は、統括本部防災支援委員会及び九州本部管内各県支部等との連携・協働により、以下の基本方針に基づき災害時支援活動を行う。これらの活動を通して社会貢献に努める。

- ・ 連絡体制の確保
- ・ 情報共有の推進

2. 災害時支援活動体制

2.1 体制

災害時支援活動は、下記の体制で実施する。

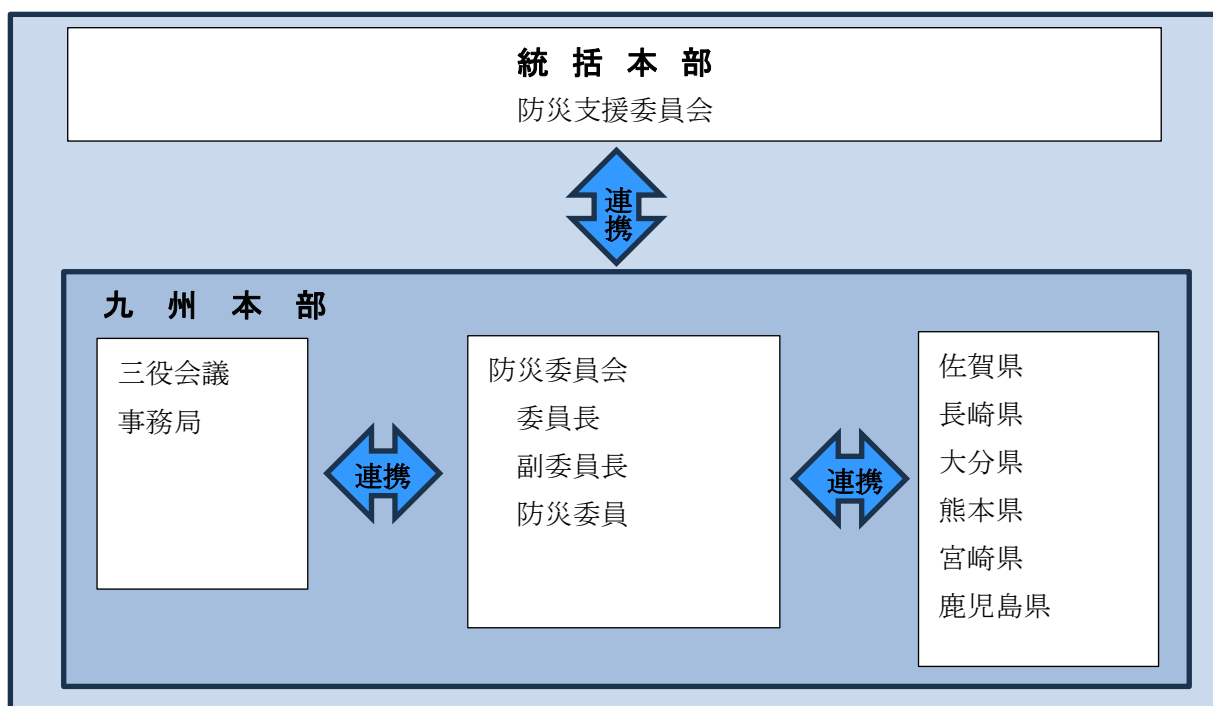


図 2-1 災害時支援活動の体制

2.2 九州本部の体制と役割

表 2-1 九州本部の体制と役割

体制	役 割
三役会議及び 防災委員会委員長	・ 発災直後の安否確認・被災状況・要望等の把握 ・ 統括本部防災支援委員会との連絡調整 ・ P F への情報発信、W E B 会議等への参加 ・ 全国防災連絡会議での報告
副委員長	・ 委員長補佐
防災委員及び 各県防災担当者	・ 被災状況等情報収集 ・ 現地調査等
九州本部事務局	・ 統括本部との連絡調整

3. 災害時支援活動フローとタイムライン

3.1 災害時支援活動フロー

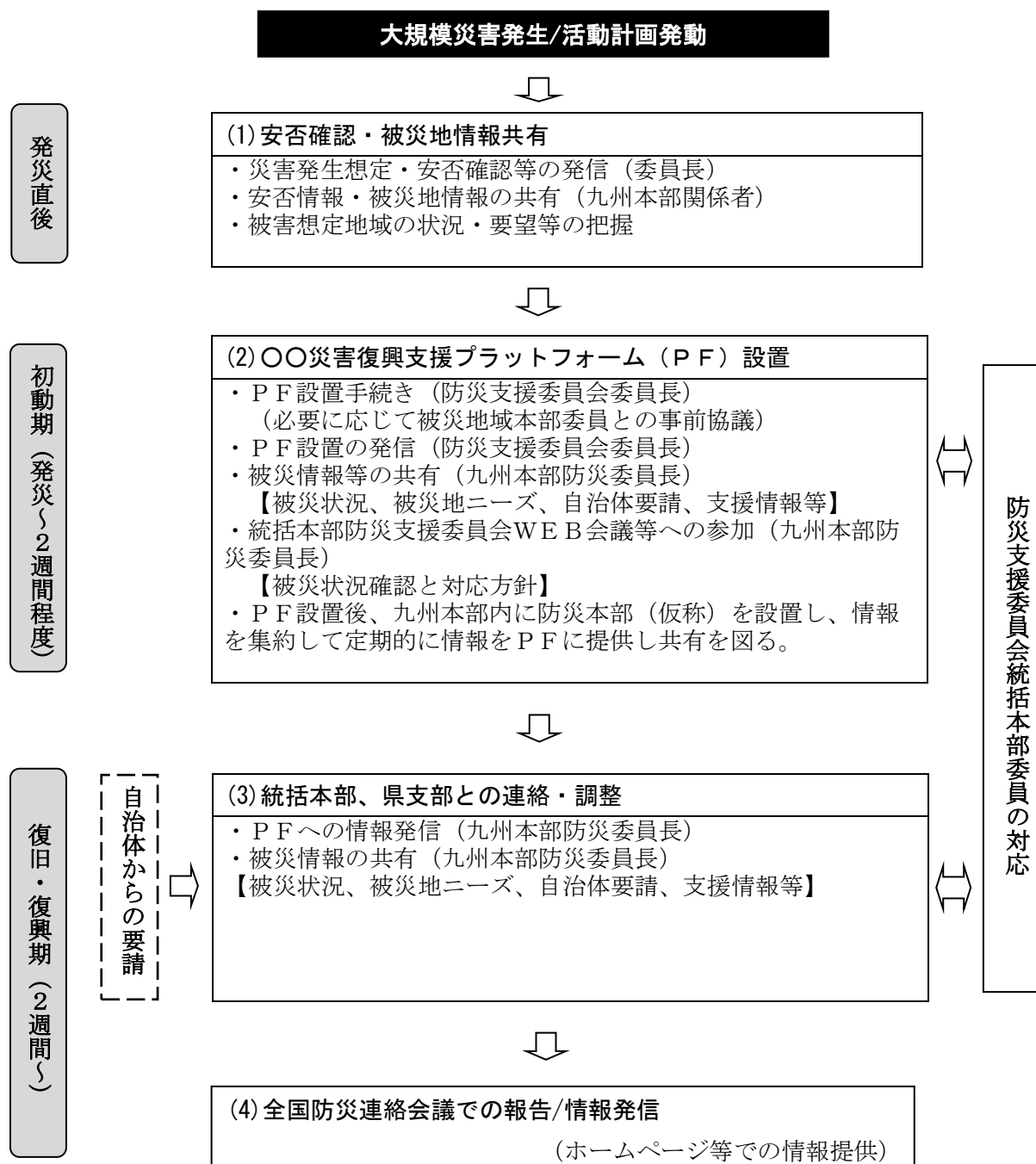


図 3-1 災害時支援活動フロー

大規模災害発生時には、支援協定が締結していない場合でも、どのような支援対応活動を行うかを協議・決定する。

被災自治体との連絡を迅速かつ円滑に行うためには、平常時からの関係自治体との連携した活動を進めておく必要がある。

3.2 災害時支援活動のタイムライン

災害時に委員会の支援活動を迅速に進めるための概ねのタイムライン（行動計画）を決めることが重要である。図 3-1 のフローに対応した一般的な災害支援活動のタイムラインを表 3-1 に示す。災害形態・種別・エリア特性に応じたタイムラインに沿って災害時支援活動を展開する。（「Ⅱ．災害時支援活動計画」を参照）

表 3-1 タイムライン（目標とする対応スケジュール）

被災後日数	5	10	15	20	30	60	90	120	～
(1) 安否確認・被災地情報共有									
(2) PF との連携・防災本部（仮称）の設置・運営									
(3) 被災自治体等の支援活動									
・関係機関との連絡調整									
・被災住民相談会の対応準備									
・現地調査									

Ⅱ．活動計画編

1. 発動基準

発動基準とは、大規模自然災害の発生時に防災支援委員会が支援活動を開始（災害復興支援プラットフォーム：PFを設置）する災害規模の基準である。

震度 6 弱以上の地震発生時には、防災支援委員会委員長は、必要に応じて被災地域との事前協議を行い発動について検討する。

なお、防災支援委員会委員は、震度 5 強以上で各自の安否状況、被災状況を知らせるとともに、様々な媒体を通して情報収集を図る。

風水害、その他の災害では、激甚指定相当規模となることが想定される場合には、防災支援委員会委員長は、必要に応じて被災地域との事前協議を行い災害復興支援プラットフォームの設置を検討する。

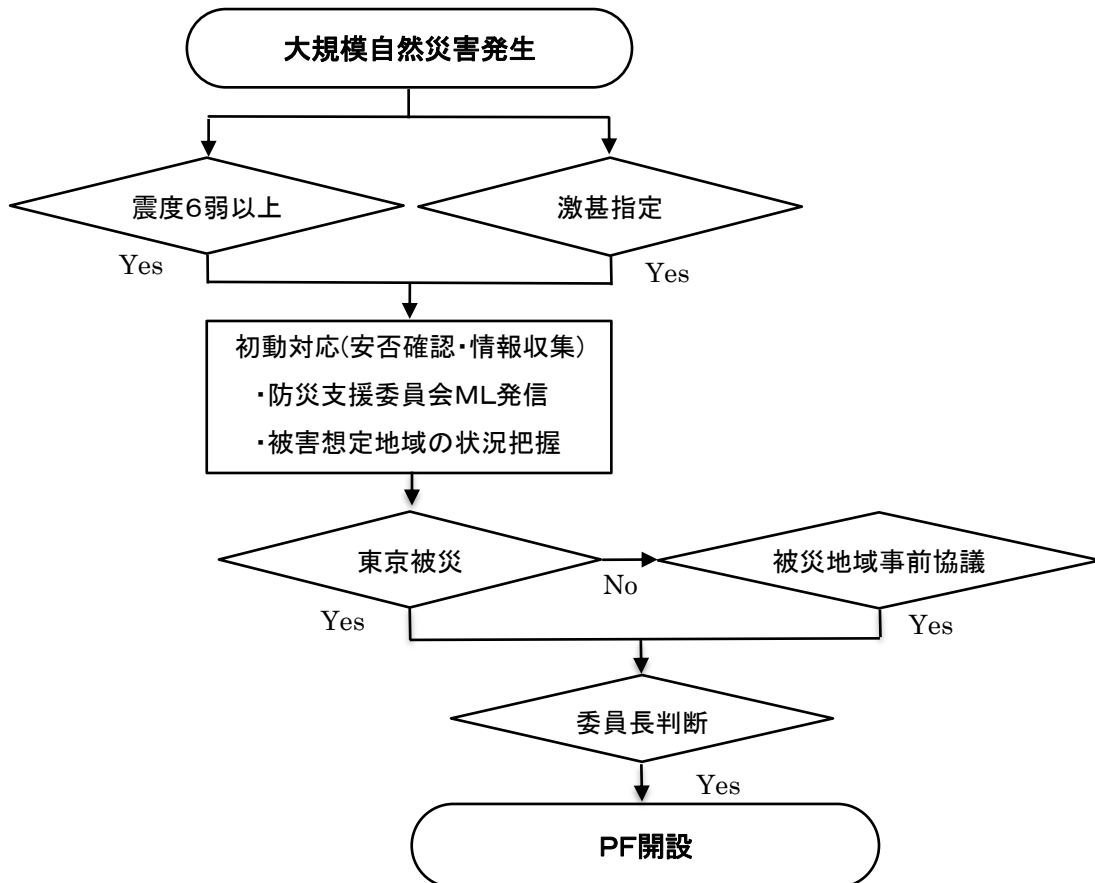


図 1-1 PF 開設までのフローチャート

統括本部防災支援委員会委員長の支障時の代行順位は、第 1 順位が副委員長、第 2 順位はあらかじめ選定した統括本部委員とする。

発動基準により、防災支援委員会「災害時支援活動計画」は自動的に開始する。

それとともに九州本部防災委員会の「災害時支援活動計画」も自動的に開始する。

2. 災害時支援活動計画フロー

災害時支援活動フローを図 2.1 に示す。

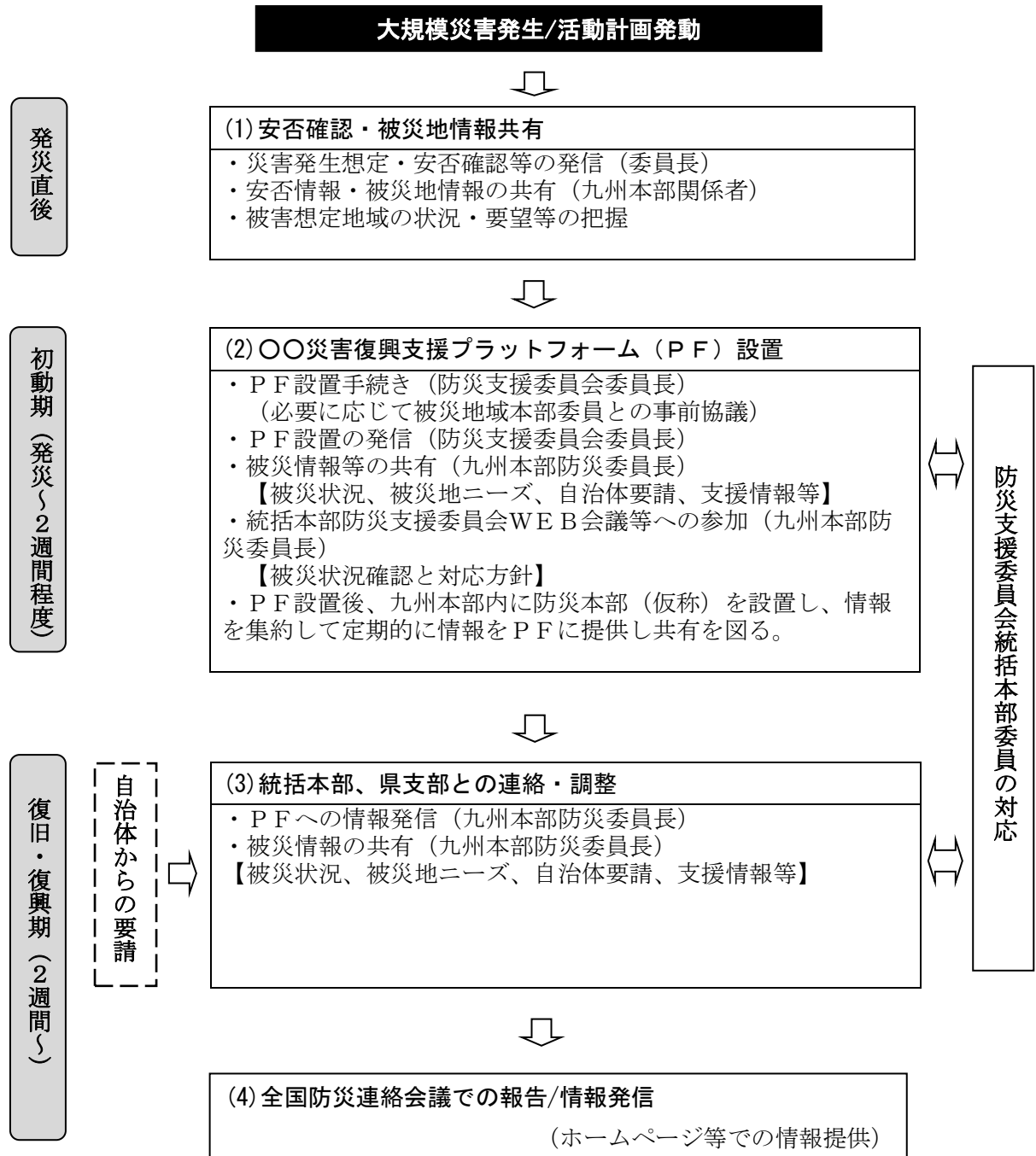


図 2-1 災害時支援活動フロー

3. 各段階で実施する災害時支援活動の内容

3.1 発災直後（各自の行動）

（1）最優先は自身の安全確保

大規模自然災害の発生時には、防災支援委員会メンバーは、先ず、自身の安全確保を最優先とする。さらに身近にいる家族や関係者に声をかけて生命安全の確保を行う。

初動対応行動の優先の順番は次のとおり。

- ① 自身、家族、周辺関係者の安全確保
- ② 負傷者の救出・救護
- ③ 二次災害(延焼、薬液噴出・漏洩、建物倒壊など)防止
- ④ 避難・誘導

表 3-1 災害発生後の初動緊急対応行動

時間経過	委員及び関係者の行うべき事項と手順	
被災直後～ 数時間	昼間時 被災	1. 自身および近隣者の安全確保
		2. 負傷者確認と対応
		3. 初期消火、二次災害防止
		4. 避難誘導
		5. 安否確認情報発信(全員)、情報収集
	夜間 休日 被災	1. 自身、家族の安全確認
		2. 負傷者確認と対応
		3. 初期消火、二次災害防止
		4. 避難誘導
		5. 安否確認情報発信(全員)、情報収集
	*順序は例示であり、同時並行でも良い。	

（2）安否確認の連絡

各委員は、初動対応行動後、直ちに、規約に定める方法で各自の氏名、安否情報などを連絡する。

3.2 初動期（発災～2週間）における対応

初動期は、統括本部にて災害復興支援プラットフォームが設置されると、九州本部内に防災本部（仮称）を設置し、関係団体と連絡を取る等、被災状況の把握や支援活動の対応方針を取りまとめるまでの期間（発生災からおおよそ2週間以内）とする。

3.2.1 防災本部（仮称）の設置

防災本部（仮称）は、九州本部防災委員長が設置し、防災副委員長が補佐する。さらに、三役会議メンバー、防災委員及び各県支部防災担当者を含め、連携して活動する。また、必要に応じてWE B会議を開催し、被災状況と対応方針を取りまとめる。

防災本部（仮称）の体制と役割は、以下のとおりである。

表 3-2 防災本部（仮称）の体制と役割

体制	役 割
三役会議及び 防災委員会委員長	・ 発災直後の安否確認・被災状況・要望等の把握 ・ 統括本部防災支援委員会との連絡調整 ・ P F への情報発信、WE B 会議等への参加
副委員長	・ 委員長補佐
防災委員及び 各県防災担当者	・ 被災状況等情報収集
九州本部事務局	・ 統括本部との連絡調整

3.2.2 九州地区の対応行動

九州での大規模自然災害発生時には、「防災本部（仮称）」を九州本部防災委員長が設置し、被災想定地域の防災委員メンバー、県支部防災担当者等が情報提供を行う。情報提供の内容としては、以下のものを想定する。

- ① 被災状況及び被災地ニーズの情報提供
- ② 自治体からの支援要請に対する情報提供
- ③ その他支援情報の共有

表 3-3 九州地区の対応活動

防災本部（仮称） の設置	防災本部（仮称） の対応主体	防災本部（仮称） の対応活動	士業連携に伴う対応活動
九州本部防災委員会	防災委員会メンバー ^{注1)} 及び各県防災担当者	被害想定地域の状況・ 要望などの把握	福岡県被災者支援制度研 究会等と連携した対応
備 考	注 1) 被災時の対応主体については、代替性を確保するために幅広い体制整備な ど対応を進める。 ※福岡が大規模に被災した場合は、熊本県等を中心として補佐する。		

3.3 復旧・復興期における対応（2週間～）

3.3.1 被災自治体（住民）等への支援活動

（１）被災住民（自治体）相談会への参加

被災自治体、関係機関及び士業連絡会等との協議のうえ、被災者相談会等に参加する。

（２）技術的支援活動

被災自治体からの支援要請に応じて、復旧・復興への技術的支援活動を検討する。

3.3.2 現地調査等

（１）現地調査の実施

被災自治体（住民）等への適切な支援活動を行うため、被災自治体からの要請に応じて、自治体協力のもと、現地調査を検討する。

（２）二次災害防止の提案

今後の余震や豪雨等に対して、二次災害の防止に対する提案や河川・地盤・擁壁等の構造物分野における安全点検及び安全確保に関する提案を行う。

3.3.3 全国防災連絡会議での報告

（１）全国防災連絡会議での報告

防災本部（仮称）の設置及び被災自治体などへの支援活動の結果について、全国防災連絡会議で報告する。

併せて、現地調査等が実施された場合には、その内容についての報告も実施し、幅広く情報共有を図る。

（２）ホームページ等での情報提供

ホームページ等を活用し、タイムリーな情報発信も行う。

【災害時支援活動計画（SAPD）改訂ワーキング】

委員	石本	俊亮
委員	持田	拓児
委員	池田	圭一
委員	寺田	利博
委員	西井	康浩
委員	宮本	修
委員	伊藤	恵美
OBS	稲垣	浩通
OBS	藤井	裕三
OBS	安武	昭典（長崎県支部）
OBS	高橋	浩一（大分県支部）
OBS	津山	輝男（熊本県支部）
OBS	松川	浩一（宮崎県支部）
OBS	樗木	秀人（鹿児島県支部）
OBS	山田	暁通（青年技術士交流委員会）

※OBS：オブザーバー

災害時支援活動計画

第1版：2024年3月16日

第2版：2025年4月1日

編集：九州本部防災委員会

発行：公益社団法人日本技術士会 九州本部

〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目
19番5号 博多石川ビル6階D2号室

電話：(092) 432-4441(代) FAX：(092) 432-4443

URL：<http://www.pekyushu.com/>
